

広 資 料 第 2 2 3 号
令 和 4 年 1 0 月 1 8 日
都 市 整 備 部 交 通 企 画 ・ モ ノ レール 推 進 課
市 民 情 報 提 供 資 料

武蔵村山市シェアサイクル実証実験に関する基本協定の締結について

このことについて、OpenStreet 株式会社と別紙の内容で「武蔵村山市シェアサイクル実証実験に関する基本協定書」を締結いたしましたのでお知らせいたします。



武蔵村山市シェアサイクル実証実験に関する基本協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）とOpenStreet株式会社（以下「乙」という。）は、武蔵村山市内で実施するシェアサイクルの実証実験（以下「実証実験」という。）の実施に関し、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、武蔵村山市第五次長期総合計画やモノレール沿線まちづくり構想に基づき、公共交通ネットワークの充実、広域的な回遊手段の拡充等、新たな交通システムとしてのシェアサイクルの有効性及び地域課題を検証するため、甲及び乙の連携及び相互協力により行う実証実験の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「提携運営事業者」 乙が実証実験の運営会社として業務提携している事業者をいう。
- (2) 「シェアリング自転車」 乙又は提携運営事業者が提供する自転車をいう。
- (3) 「シェアサイクル」 乙又は乙の提携運営事業者がシェアリング自転車を利用者に貸し出すサービスをいう。
- (4) 「ポート」 シェアリング自転車の貸出し及び返却場所として自転車スタンド等の機器が設置してある場所をいう。
- (5) 「ポート用公有財産」 ポートを設置するために使用する、甲が所有・管理等する公共施設、公園その他の土地をいう。
- (6) 「利用者」 乙の提供するアプリ等に登録し、シェアサイクルを利用する市民等をいう。

（連携及び相互協力）

第3条 甲及び乙は、本協定の趣旨に基づき、次に掲げる事項について連携し、相互に協力するものとする。

- (1) IoTを活用したシェアサイクルの整備
- (2) 実証実験を推進するためのPRの実施
- (3) その他前2号に付随する事項

（業務範囲）

第4条 実証実験に関し、甲は、次に掲げる事項について乙に協力する。

- (1) ポート用公有財産の確保
- (2) 実証実験の利用者への周知及び広報



- (3) 乙が国等へ補助金の申請を行う場合の協力
 - (4) 関係法令等（条例を含む。）を充足する広告（ポート広告、自転車広告など）の掲載の承認
 - (5) 市内における民間事業者の紹介
 - (6) ポートにおける電源確保に関わる協力
 - (7) 甲の職員の業務上における公用車としてのシェアリング自転車の活用の検討
 - (8) その他本事業の継続及び発展に関する協力
- 2 乙は、実証実験の運営主体として、次に掲げる業務を実施する。この場合において、提携運営事業者が実施する場合も含むものとする。
- (1) 実証実験の実施に係る施設及び器材の整備、維持管理及び実施期間終了後の原状回復
 - (2) 実証実験の運営
 - (3) 実証実験の実施に係るシェアリング自転車の違法駐輪対策
 - (4) 公有財産以外でのポートの確保（連携及び相互協力）
 - (5) 実証実験の市民等への周知及び広報
 - (6) 実証実験により得られた各種データの集積、整理及び甲への提供
 - (7) 実証実験事業報告
 - (8) 満足度や交通行動の変化等に関する利用者へのアンケート
 - (9) 利用者への対応
 - (10) 災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号の災害及び火災をいう。）発生時におけるシェアリング自転車の甲への無償提供の検討

（善管注意義務）

- 第5条 甲及び乙は、自ら保有する専門的な知識及び経験に基づき、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務を遂行しなければならない。
- 2 シェアリング自転車がポート以外の場所に放置された場合は、乙若しくは提携運営事業者、又は利用者自身に速やかに回収させること。
- 3 乙は、ポートに、物品等（シェアリング自転車、掲示物等を除く。）が投棄等されないよう自重式のラックを置くなど十分配慮するとともに、ポートに物品等の一部又全部が投棄等されていた場合は、ポートへ一定期間保管するなど合理的な措置を採るものとし、その際、物品等の一部又は全部をポート外には一切出さないこと。また、物品等の所有者や第三者から苦情等が発生した場合は、甲乙協議の上適切に対応すること。

（実証実験の変更）

- 第6条 乙（提携運営事業者を含む。）は、乙の合理的な判断に基づき、実証実験の実施に当たり次に掲げる事項の変更を行うことができる。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項については、事前に甲への報告を必要とし、第3号に掲げる事項のうちポート用公有財産に関

わる変更については、事前に甲への相談をしなければならない。

- (1) 利用料金
- (2) 簡易な変更を除く利用方法
- (3) ポート
- (4) その他実証実験の実施に係る変更

(一括委任又は一括下請けの禁止)

第7条 乙は、実証実験を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 実証実験の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に書面により甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、提携運営事業者に対しては本協定を開示することができる。

(月次報告)

第8条 乙は、シェアリング自転車及びポートの利用状況並びにポートの設置状況に関する事項を記録するとともに、甲に対し、対象月の翌月15日(15日が休日の場合は前日)までに報告するものとする。この場合において、当該報告は別途甲及び乙が事前に合意した所定の様式により行うものとする。

(年次報告)

第9条 乙は、次に掲げる報告事項を記録するとともに、甲に対し、当該報告事項の報告を年度終了の翌月末日までに行うものとする。この場合において、当該報告は別途甲及び乙が事前に合意した所定の様式により行うものとする。

- (1) シェアリング自転車及びポートの利用状況並びにポートの設置状況に関する事項
- (2) 実証実験の課題に関する事項
- (3) 事故や苦情等に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、乙が必要と判断し、甲が承諾した事項

(最終報告)

第10条 乙は、次に掲げる報告事項を記録するとともに、甲に対し、当該報告事項の報告を実証実験終了後30日以内に行うものとする。この場合において、当該報告は別途甲及び乙が事前に合意した所定の様式により行うものとする。

- (1) シェアリング自転車及びポートの利用状況並びにポートの設置状況に関する事項
- (2) 実証実験の課題に関する事項
- (3) 事故や苦情等に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、乙が必要と判断し、甲が承諾した事項

(情報の公表)

第11条 甲は、あらかじめ乙の承諾を得た上で次に掲げる書類等を公表することができるものとする。この場合において、甲は乙の事業に関わる秘密情報等に配慮するものとする。

- (1) 本協定
- (2) 前条の規定により乙が作成し、甲に提出した報告書

(公有財産の使用許可等)

第12条 甲は、第4条第1項第1号の規定に基づき確保した公有財産について、武蔵村山市公有財産規則(昭和52年武蔵村山市規則第54号)に基づき、乙又は提携運営事業者に対し、使用許可を行うものとする。

(ポート用公有財産の使用中止)

第13条 次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対し、乙の事業に支障がないよう考慮し、事前に告知した上でポート用公有財産の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 甲において、公用、公共用又は公益事業に供するためポート用公有財産を必要とする場合
- (2) 乙が第18条に定める解除事由に該当した場合

(原状回復等)

第14条 乙又は提携運営事業者は、本協定の終了(ポート用公有財産の使用が中止されたときを含む。以下同じ。)までの間に、その費用及び責任においてポート用公有財産を原状に回復した上で甲に引き渡すものとする。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持)

第15条 甲及び乙は、次に掲げる場合を除き、本協定に関する交渉の存在、内容及び本協定に関し相手方から開示を受けた相手方の営業上又は技術上の秘密等一切の情報(以下「秘密情報」という。)を本協定の目的にのみ用いるものとし、書面による相手方当事者の同意のない限り、第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

- (1) 弁護士、公認会計士、アドバイザー等秘密保持義務を職務上又は秘密保持契約により負う者に相談する必要がある場合
- (2) 官公署、裁判所等の公的機関や自主規制機関に回答、報告、届出、申請等をする必要がある場合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる情報については、秘密情報には含まれないものとする。

- (1) 情報受領時において、既に公知となっている情報
- (2) 情報受領時以降、情報受領者の責めによらずに公知となった情報

- (3) 自らが秘密保持義務を負うことなく、第三者より適法に取得した情報
- (4) 自らが相手方当事者から開示される以前から適法に有していた情報
- (5) 秘密情報とは無関係に自らが独自にかつ適法に開発又は取得した情報

(秘密情報の返還等)

第16条 甲及び乙は、本協定が終了したとき、又は甲又は乙が要求したときは、秘密情報(複製したものを含む。)を相手方に返還し、又は相手方の指示に従い破棄若しくは消去するものとする。ただし、取引の記録のため、又は法令等の定めがある場合は、本協定が終了した後においても、秘密情報の複製物の一部のみ、保有することができる。

2 甲及び乙は、当該複製物を秘密情報として取り扱うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、実証実験を実施するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(解除)

第18条 甲及び乙は、甲又は乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなくして書面により通知することで本協定の全部又は一部を解除することができる。この場合において、本協定が解除された場合、解除された当事者は本協定に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失うものとする。

- (1) 本協定の条項のいずれかに違反し、催告された後、相当期間経過後にも当該違反が是正されないとき
- (2) 仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準じる倒産手続の開始の申立て等がなされたとき。
- (4) 自ら振り出し又は引き受けた手形又は小切手が1回でも不渡りとなったとき。
- (5) 支払停止、支払不能又は支払能力に重大な変化が生じたとき。
- (6) 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しその他これらに準じる処分を受けたとき。
- (7) 合併による消滅、資本の減少、重要な事業の廃止若しくは変更又は解散決議がなされたとき。
- (8) 詐術その他背信的な行為があったとき。
- (9) その他前各号に準ずる事由が生じたとき。

(暴力団の排除)

第19条 乙は、実証実験の実施に当たり、暴力団（武蔵村山市暴力団排除条例（平成24年武蔵村山市条例第34号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の排除についての基本理念に則り、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 暴力団の排除に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。
- (2) 暴力団又は暴力団員等（暴力団排除条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）による不当要求があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (3) 暴力団の排除に資すると認められる事情を知ったときは、甲に対し、当該情報を提供すること。

(甲の損害賠償義務)

第20条 甲は、その責めに帰すべき事由による本協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の損害賠償義務)

第21条 乙は、本協定の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるものである場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は、実証実験の実施に付随関連して、甲が提供するポート用公有財産の全部又は一部を滅失し、又は毀損することその他の行為によって何らかの損害を甲に被らせた場合は、その損害を賠償するものとする。

(第三者に与えた損害の負担)

第22条 乙は、実証実験の実施に当たって、又は実証実験に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 前項の場合において、甲が利用者その他の第三者に対して損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

(不可抗力)

第23条 甲又は乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限になるよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能若しくは著しく困難となった場

合又は管理施設に重大な損害が生じた場合は、本協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

(費用負担)

第24条 実証実験の実施に係る施設及び器材の整備及び実施期間終了後の原状回復、並びに実証実験の運営に関する費用は、すべて乙の負担とし、甲は、補助金、委託料その他一切の費用を負担しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が別途実施するイベント、高度な調査等であって、乙に特別な作業又は費用等の負担が生じる業務、事務処理、報告等を求めるときは、乙の提示する見積りを元に甲及び乙が協議の上、合意した金額を甲が負担するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、ポート用公有財産の使用料を免除する。
- 4 甲及び乙は、利用料等で得られた収入は全て乙の収入とすることを相互に確認する。

(運営基準)

第25条 乙が実証実験を実施するに当たっては、次に掲げる運営基準を遵守しなければならない。

- (1) 利用者がどのポートでもシェアリング自転車を借りることができ、また、借りたポートと別のポートに返却可能なシステムとすること。
- (2) 利用者の個人認証を行うこと。
- (3) 多くの市民等が、簡易に利用登録ができ、即日利用可能なシステムにすること。
- (4) 原則として、全日(24時間、年間365日)の利用が可能なこと。
- (5) 多様な料金プランがあること。
- (6) ポートとして指定する位置以外での貸出及び返却を、システム制御により不可とすること。また、システム制御によりポートに指定台数以上のシェアリング自転車を返却できないようにすること。
- (7) ポートは原則として無人で貸出及び返却が可能なシステムとすること。
- (8) ポートは設置及び撤去が簡易なものとする。
- (9) ポートに電源が必要な場合は、乙が電源を確保すること。
- (10) 甲が提供するポート用地にポートを設置する場合は、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き、必ずラックを設置すること。
- (11) シェアリング自転車及びポートは、技術力を持ったものが必要に応じてメンテナンスを行うこと。
- (12) ポートに実証実験と関係のない自転車を駐輪できないように配慮するとともに、駐輪されていた場合は早期に適切な対応を行うこと。
- (13) シェアリング自転車に防犯及び盗難対策を講じること。
- (14) 関係法令に基づき、シェアリング自転車に十分な傷害保険及び賠償責任保険を付保す

ること。

(遅延損害金)

第26条 甲又は乙が、本協定に定める金銭の支払を遅滞したときは、相手方当事者に対し、遅滞した金額に対する支払期日の翌日から支払日まで年3%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を支払うものとする。

(本協定上の地位の移転)

第27条 甲及び乙は、事前の書面による同意を得ずに、本協定上の地位及び本協定に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転その他の方法により処分してはならない。

(有効期間)

第28条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和8年3月31日までとする。

(誠実協議)

第29条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項並びに各条項の解釈については、本協定の趣旨に従い、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを決定する。

(裁判管轄)

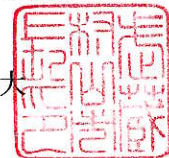
第30条 甲及び乙は、本協定に関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本協定の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年10月18日

甲

所在地 武蔵村山市本町一丁目1番地1
名称 武蔵村山市
代表者 武蔵村山市長 山崎 泰大



乙 所在地 東京都港区海岸一丁目7番1号
名称 OpenStreet 株式会社
代表者 代表取締役社長 工藤 智彰



別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 乙は、本協定による個人情報の取り扱いに当たっては、武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第30号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 乙は、本協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。本協定終了後も同様とする。

(管理目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 乙は、本協定による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 乙は、本協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記載された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(第三者への個人情報の処理の委託の禁止又は制限)

第5条 乙は、本協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ずに第三者に再委託するときは、甲の承諾を得るものとする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、本協定による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記載された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 乙は、本協定の事務を処理するに当たり個人情報が記載された資料等の漏洩、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定終了後も同様とする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第8条 乙が本協定の事務を処理するために、甲から提供を受け、又は収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等は、本協定の終了後直ちに返還し、又は引渡し、若しくは

甲の指示に従い抹消するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(損害賠償義務等)

第9条 乙が故意又は過失により個人情報を漏洩したときは、甲は、協定の解除ができる。この場合において、乙は、当該漏洩により生じた損害を賠償しなければならない。

(適正管理)

第10条 乙は、この協定による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報及び乙が収集又は作成した個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(内部規程)

第11条 乙は、個人情報の取扱いに関する内部規程を作成するものとする。

